

○ 地方債に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文
 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（市町村の廃置分合等があつた場合の臨時財政対策債発行可能額等の算定方法）</p> <p>第七条（削除）</p> <p>平成二十七年 度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができる」とされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができる」とされた地方債の額」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（市町村の廃置分合等があつた場合の臨時財政対策債発行可能額等の算定方法）</p> <p>第七条 平成二十六年 度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができる」とされた地方債の額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができる」とされた地方債の額」とする。</p>

2| 平成二十八年度及び平成二十九年年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

3| 平成三十年度から平成三十二年までの各年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

（建設改良費に準ずる経費に関する経過措置）

第八条 令第十五条第一項第一号イに規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定めるものは、第十二条各号に定める経費のほか、次に掲げるものとする。

一 平成三十四年度までの間における平成二十四年度末までに供用を開始した地下高速鉄道の路線を有する地方公共団体が平成十二年度までに起こした地下鉄事業債（建設改良費の財源に充てるために起こしたものに限る。）の利子（第十二条第二号に規定する建設中の施設に係る地方債の利子を除く。）

二 平成二十七年から平成三十一年度までの間における地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第二項に規定する財務規定等の適用に要する経費

3| 平成二十八年度及び平成二十九年年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

4| 平成三十年度から平成三十二年までの各年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

（建設改良費に準ずる経費に関する経過措置）

第八条 令第十五条第一項第一号イに規定する建設改良費に準ずる経費として総務省令で定めるものは、当分の間、第十二条各号に定める経費のほか、平成二十四年度末までに供用を開始した地下高速鉄道の路線を有する地方公共団体が平成十二年度までに起こした地下鉄事業債（建設改良費の財源に充てるために起こしたものに限る。）の利子（第十二条第一号に規定する建設中の施設に係る地方債の利子を除く。）とする。